

要領別紙16（農業水利施設危機管理対策事業に係る運用）

第1 趣旨

要領別表1の事業区分2の（1）に掲げる農業水利施設危機管理対策事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

第2 事業内容

- 1 農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備
- 2 土地改良施設の災害に係る危機管理向上のために必要な施設の整備
雨量計若しくは水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ若しくはゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置又は防水対策施設等の整備
- 3 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備

第3 事業実施主体

- 1 第2の1及び2の事業にあつては、都道府県
- 2 第2の3の事業にあつては、都道府県又は団体

第4 実施要件

第2の1及び2の事業にあつては、都道府県知事が別紙16別記様式第1号の農業水利施設の緊急対策実施方針に定めた施設であること。

第2の3の事業にあつては、都道府県知事等が別紙16別記様式第2号の農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、以下の要件を全て満たすものであること。また、1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。

- （1）国営造成施設又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設であること。
- （2）過去において、事故が発生した箇所又は都道府県内で発生した事故と同様の条件下にある農業水利施設であること。
- （3）構造上の問題（深さや傾斜、直壁等）、あるいは水深等からみて、転落した場合に子供が脱出できないような農業水利施設であること。
- （4）通学路、公園、病院、学校等に近接する農業水利施設であること。
- （5）過去に湛水若しくは溢水が発生又は水防法（昭和24年法律第193号）第14条に定める洪水浸水想定区域等に位置する農業水利施設であること。
- （6）避難箇所、避難経路に近接する農業水利施設であること。

第5 事業の実施

第2の1及び2の事業の実施に当たっては、別記様式第1号、第3号及び別紙16別記様式第1号を提出するものとする。

第2の3の事業の実施に当たっては、別記様式第1号又は第2号、第3号及び別紙16別記様式第2号を提出するものとする。

(都道府県知事経由)

地方農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都 道 府 県 知 事
市 町 村 長
土地改良区理事長

農業水利施設の安全対策実施方針（変更注1）

農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）別紙16の第5に基づき、農業水利施設の安全対策実施方針を策定（変更注1）したので提出します。

対象施設及び対策内容

施設名	対策内容

注1 実施方針を変更する場合は表題に（変更）を追記するとともに、文中の策定を変更に修正するものとする。

注2 別途、実施要件を満たすことが確認できる資料を、添付するものとする。